

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0888)

第1回特定最低賃金専門部会(機械)

令和6年10月9日 非公開

開催日時	令和6年10月9日		10時45分～11時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室			
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人	
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人	
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人	
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について			

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生

	<p>産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>賃金室長の根岸でございます。よろしくお願ひいたします。恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催に当たりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
労働基準部長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のことろ、本日のこの特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、まず厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金をはじめまして、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>この、群馬県における特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見を頂戴したことで、改正について本日の専門部会以降ご審議をいただくこととしているところでございます。</p> <p>特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にいたしまして、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会の委員の皆様におかれましては、このあとのご審議、大変なご苦労をおかけすることになりますが、この特定最低賃金の趣旨をお酌みとりいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日以降どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>次第の3の専門部会委員及び事務局職員の紹介に進ませていただきます。</p> <p>専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2の2枚目をご覧ください。</p>

	<p>委員名簿の順番に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、次第の4の部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選された結果をいただいておりまので発表させていただきます。</p> <p>部会長には、■委員、部会長代理には、■委員をそれぞれ選出とのことでございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
労使委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきました。</p> <p>それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■委員からお願ひいたします。</p>

委員	部会長に選任いただきました [] と申します。 至らない点もあるかもしれません、円滑な議事進行に努めて参りますので、皆様よろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、 [] 委員にお願いいたします。
委員	部会長代理にご選任いただきました [] でございます。 部会長をサポートしながら、円滑な会議の運営に協力させていただきたく存じます。 よろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。 これから議事進行につきましては、 [] 部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。
部会長	では、議題に入らせていただきます。 お手元の会議次第の 5(1) の特定最低賃金専門部会運営規程について、という議題に入らせていただきます。 事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料 4 の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、4 業種ある専門部会共通のものになっております。第 3 条で専門部会の委員の数、第 4 条で会議の招集、第 6 条で部会長が会議の議長となること、第 7 条で会議の公開・非公開、第 8 条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第 9 条で審議会長への報告、第 10 条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。
部会長	事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程について説明がありました。 これについて、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
各委員	【特になし】

部会長	<p>特にご意見等はないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>議題の（2）の令和6年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>2点ございますが、まず、1点目でございます。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議は、運営規程の第7条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、6月28日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ、総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適当と考えておりますが、ご意見等ありましたらお願ひします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>それでは、ご意見等ないようですので、ご賛同いただいたということで理解させていただきました。</p> <p>本年度も第1回目の会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	2点目でございます。

	<p>専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。」とされております。</p> <p>令和2年度にご審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p> <p>そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、この法律に規定された不開示情報を除いて開示されることになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページにも掲載してきております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますがいかがでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>特にご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法について整理します。</p> <p>議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過</p>

	<p>程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他に運営規程について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、議題の（3）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。資料8に諮問文の写しをつけております。8月8日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているものでございます。</p> <p>そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや、今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。</p> <p>資料5の「特定最低賃金の仕組み」こちらをご覧ください。</p> <p>項目1のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。</p> <p>項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。</p> <p>決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金が、すべ</p>

ての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対して、特定最低賃金は、労使のイニシアティブによって決定するといったものとなっています。

参考までに、全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点では 224 件、適用使用者数は約 8 万 4 千 9 百人、適用労働者数は約 283 万 3 千 3 百人となっております。

今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。

資料 6 をご覧ください。

特定最低賃金 4 業種ごと、改正決定に関して行われた申出を一覧にしたものでございます。申出者等はご覧のとおりです。

この申し出につきましては、資料 7 に申出書の写しを付けております。この申出によりまして、8 月 2 日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8 月 8 日に審議会長から 4 業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料 8 のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。

諮問により、審議会におきまして特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。

なお、事務局では諮問の翌日の 8 月 9 日に、4 業種について最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

事務局から、特定最低賃金改正決定の諮問などについてご説明がありました。

これらについて、ご質問等がありましたらお願いします。

各委員

【特になし】

部会長

では、特にご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。

続いて議題の(4)の最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用について、事務局からご説明をお願いします。

事務局	<p>はい、資料の 10 をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。</p> <p>第 6 条第 5 項では、専門部会において全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができます。8月 8 日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>また、同条第 7 項では、専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときには、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第 10 条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることになります。廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局のご説明のとおり、本専門部会は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いします。</p> <p>のことについて、何かご質問等ございますか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>

部会長

ご質問等ないようですので次に進みます。

続いて、議題の（5）の特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 11 をご覧ください。

近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。

次に資料 12 をご覧ください。

委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。この日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月 8 日の審議

	<p>会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席又は公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、資料13は「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ただいま、事務局からご説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	<p>それでは、次回の第2回目の会議は、資料12の「機械」欄に記載のとおり、10月25日の金曜日の午前9時30分から、こちらの7階大会議室にて開催とします。ご出席をお願いします。</p> <p>続きまして、議題の(6)特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。</p> <p>資料14は、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表になります。</p> <p>資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和5年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。</p> <p>資料17は、令和5年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料18は、令和6年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料19は、令和6年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p>

	<p>資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料 26 は、第 213 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料 27 は、第 197 回企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>最後、資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局の担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>賃金指導官の青木でございます。</p> <p>それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして説明をさせていただきますので、資料 19 をご覧ください。これからは着座にて失礼いたします。</p> <p>はじめに 1 ページめくっていただきまして、令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、調査依頼事業所数は 2,064 件で、そのうち有効回答件数は 1,024 件でした。</p> <p>調査に関しましては、令和 6 年 6 月分の賃金額について実施いたしました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計いたしました。</p> <p>調査対象地域につきましては、群馬県全域になります。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、真ん中の表にあります業種を対象にいたしまして、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしております。</p> <p>ちなみに、特定最低賃金が設定されております産業を含む製造業につきましては、網掛けのように 100 人未満の事業所を調査対象としております。</p> <p>調査結果につきましては、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものになっております。</p> <p>従いまして、調査結果の反映は、あくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。</p>

続きまして、1枚めくっていただき3ページをご覧ください。

賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明をさせていただきます。

未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合ということになります。

続きまして5ページをご覧ください。

今回の一般機械器具製造業の調査結果につきまして、説明をさせていただきます。

まず、未満率についてですけれども、一般機械器具製造業の現行の最低賃金が1,006円となっており、1,005円までが最低賃金未満者ということになります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、右の表にありますように、1,005円以下の累積労働者数は680人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,443人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入いたしまして8.1%となりました。

従いまして、一般機械器具製造業の労働者の8.1%、こちらが最低賃金額を下回っていたという結果になっております。

次のページ以降は、4業種の調査結果を載せておりますが、一般機械器具製造業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、少しちゃくっていただきまして9ページをご覧ください。

この表は、一般機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を、分布で表したものになります。表の一番左側が全労働者、真ん中が一般労働者、右側がパート労働者になっております。

一般労働者及び全労働者につきましては、時給2,000円以上のこちらの分布が圧倒的に多いという結果になっておりますが、一方でパート労働者を中心に、現行の1,006円を下回る労働者も多いという結果となっております。

次に、少しちゃくっていただきまして12ページをご覧ください。

この表は、特定最低賃金の産業別に、未満率等の賃金額の特性値について、令和2年度から今年度までの推移を表したものとなつ

	<p>ております。</p> <p>一般機械器具製造業の未満率は、令和5年度につきましては2.9%と下降しましたが、今年度につきましては8.1%と、令和2年度に迫る上昇率となっております。</p> <p>続きまして14ページをご覧ください。</p> <p>この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものとなっております。一般機械器具製造業の折れ線グラフは、緑色の線で示されております。</p> <p>最後になりますが16ページをご覧ください。</p> <p>この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表となっております。引上げ額0円の場合から、引上げ額60円までの場合の影響率を表したものとなります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いでございます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局のご説明について、ご質問等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願いします。</p>
事務局	<p>ご審議いただく前に、2点ほどご説明いたします。</p> <p>まず1点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>この後は、ただいまの事務局のご説明も参考にしつつ審議を進</p>

めていきたいと思います。

それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ってまいります。

まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。その後は自由にご審議をお願いします。

はじめに、労働者側委員からお願ひします。

■ 委員お願ひします。

■ 委員

はい、労側委員の■です。

それでは、私の方から、特定最賃の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について述べさせていただきます。

まずはね、大きく3点、基本的なところを申し上げます。

1点目は、労働条件の向上という観点でございます。

これは、当然のことではございますけれども、労働条件の向上が最低賃金制度全体の目的という形になっております。

しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっているのが実態でありますので、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えます。

2点目は、公正競争の確保という観点になります。

賃金の不当な切り下げや事業間の過当競争を防止し、公正競争を確保すると共にですね、最低賃金制度全体の目的ということになっております。

しかしながら、こちらも賃金実態が産業ごとに異なっている状況がありますので、地域別の最低賃金のみでは、これを確保できない産業が存在して、よって、地域別最低賃金を上回る水準の特定最賃を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保することができ、経済の健全な発展に寄与するものという風に労側としては考えております。

また、今後の労働力人口の減少において、魅力ある群馬県の産業としての賃金水準を、労使のイニシアティブで決定していくという観点も、非常に重要であるという風に考えております。

業種を問わず、賃金全体が上昇しておりますけれども、一般機械に該当する企業も例外ではないと思っております。特定最賃という制度で、より公正な競争が担保できると考えます。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということです。

本来、労働条件というものは、労働者と使用者が、対等の立場に

おいて決定すべきものでありますけれども、残念ながら、労働組合の組織率が日本においては2割を切り、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与できないという状況にあろうかと思います。

そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参画によって、設定の申請や金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完し、代替する役割を担っていると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えています。

また、この2年ほどで、価格転嫁の必要性が認知されつつあります。依然として進んでいないという声も聞きますし、下請けからの要請に応じないという企業が実際にあると、存在があるということも承知はしております。個別にみると、そういう状況も数多くあることは、労側としてしっかり認識しているところでございます。

そういう状況をなくすために、最賃の上昇、各労使の交渉による企業の賃上げと併せて、全ての企業で適正な利益が得られるために、労働界としても全力で価格転嫁というところについて、取り組みを進めているところでございます。

使側の皆様にはそういう背景にもご理解をいただいた上で、群馬県における産業の全体感の中で、真摯な議論を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ほかに労働者側委員の方で、ご発言ございますでしょうか。

労側委員

【特になし】

部会長

よろしいでしょうか。

それでは、使用者側委員の方、ご発言よろしくお願いします。

委員

使用者委員の [] です。

機械部品や装置というものは、基本的に図面があればですね、世界中どこでも作れる、ほとんどのものが世界中どこでも作れるというのが実情だと思います。ですので、物価高騰の影響で価格転嫁が難しいのが現状だと思います。

特に中小企業は、人材不足の影響もあり、賃金を上げても技術者の雇用は難しいし、今いる人を維持するために賃上げを行うとい

うのがほとんど現状だと思います。

利益があって、賃上げをしていない会社もあるというのが現状だと思いますし、機械技術者の向上というのは非常に重要なことだと思いますので、今日いただいた資料を基に、労使間で今後話し合いをしていきたいと思います。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

ほかにご発言のある方いらっしゃいますか。

■ 委員お願いします。

■ 委員

はい、使側委員の ■ です。

今年の群馬県の地賃が 50 円という金額になりまして、985 円になっていまして、いまのところ、機械、電気のほうは特定最賃が 1,006 円ということで、差が 21 円、かなり近いところまで近づいてきています。これがうん十年か前だったら 80 円とか 100 円近い差があったと思いますけれども、大分それが近づいてきて、前回の地賃の時にもお話したとおり、群馬県の最低賃金はペースが早く上がりつつありますので、このままのペースが続くようであれば、上げ幅というのを上げずに、地賃に飲み込ませる方向を待つのがいいのではないかという話が出ていたと思うのですけれども、そういう状況の中で、今回の特定最賃の審議という形になりますので、先日衆議院が解散しまして、新総裁が所信表明した時に、最低賃金を 1,500 円にするんだという話を先に言っていましたけれども、その前に我々が要求している中小企業の賃上げのための環境整備というのが成されぬまま、先にそういう話がぼんと出て、言った途端に少し今円高になって、中小企業には少し追い風になってきたかなというところが、また急遽円安に振れて、物価が上がるほうのことだけが先行しているという状況に今なっていますので、なかなか本当に今の政府のやり方というのにも問題があるような気がしますし、また、そういったものが法令化されてしまますと、就業調整の話にもありますけれども、中小企業はますます厳しい状況に追い込まれているなという部分がございますので、それについては本当に、もちろん労側の意見も理解できるところもありますが、まあそこら辺を摺り合わせながら、慎重に検討を進めるべきかなという風に考えております。

よろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

	<p>ほかに使用者側委員の方、ご発言ございますか。</p> <p>■ 委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、使側委員の ■ でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以前から、特定最賃は屋上屋を架すものとして、不要というのが主張であったわけでありますけれども、特にここにきて、例えば公正競争ケースで要求をするという場合、不当な賃金の切り下げというものが、法律制定の当時に比べれば相当可能性が低くなっている、人手不足の折に、不当な賃金切り下げはなかなかできないし、もし、よしんばそういうことが起こったとしても、それは最低賃金で解決するのではなく、他の紛争解決手段が当時に比べれば充実しておりますので、そちらで対応していただければよろしい話かなという風に思います。また、特定のさらにセーフティネットとして地賃があるわけですけれども、地賃自体が先ほど ■ 委員の話にありましたようにかなり上がってきておりますので、特定はなくてもよろしいのではないかという感じを持っております。</p> <p>また、やはり 1,500 円という話の中では、当然来年も賃金の大額な増が予想されるわけであります、その勢いで特定最賃を一本化してしまうほうが、ずっと、こう非難・指摘されています日本人のホワイトカラーの生産性の低さというのは、少しは和らぐのではないかという風に思います。</p> <p>そういう意味でも、特定最賃は不要かなという風に思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、公益委員の皆様、ご発言ございますか。</p>
公益委員	【特になし】
部会長	ほかに皆様のほうからご意見等はございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>それでは意見も出尽くしたようです。</p> <p>今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>

各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではそのようにいたします。</p> <p>最後に、議題の（7）その他について、事務局から何かございましたらお願ひします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様から何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議について、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>非公開事項は「無し」と確認いたしましたので、ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。これで第1回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議お疲れさまでした。</p>